

市第57号議案

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部  
改正

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和38年10月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「横浜市安全管理局」を「横浜市消防局」に、「安全管理局」を「消防局」に改め、同条第3項中「安全管理局」を「消防局」に改める。

第3条第1項中「安全管理局」を「消防局」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
（横浜市消防職員賞じゅつ条例の一部改正）
- 2 横浜市消防職員賞じゅつ条例（昭和27年9月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「安全管理局長」を「消防局長」に改める。  
（横浜市救急条例の一部改正）
- 3 横浜市救急条例（平成19年12月横浜市条例第60号）の一部を次

のように改正する。

第6条第1項中「安全管理局長」を「消防局長」に改める。

#### 提 案 理 由

本市の消防本部の名称を変更するため、横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（消防本部の設置等）

第2条 （第1項省略）

2 消防本部の名称は、横浜市消防局  
横浜市安全管理局（以下「消防局  
安全管理局」と  
いう。）とする。

3 消防局  
安全管理局の位置は、次のとおりとする。

横浜市保土ヶ谷区

（消防署の設置等）

第3条 消防局  
安全管理局のもとに消防署を置く。

（第2項省略）

横浜市消防職員賞じゅつ条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（準用規定）

第2条 前条の規定は、国又は他の自治体の職員が、本市の要求により、消防が管轄する区域内で消防局長  
安全管理局長の運営管理のもとに職務を行った場合についてこれを準用する。ただし、この場合において、国又は他の自治体で同条の賞じゅつと趣旨を同じくする賞じゅつを行ったときは、本条の規定による賞じゅつ金はその金額を減じ、又はこれを授与しないことができる。

横浜市救急条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（救急資器材の整備等）

第6条 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第68条の2第1号及び第2号に規定する防火対象物その他~~消防局長~~消防局長~~安全管理~~安全管理局長（以下「局長」という。）が指定する防火対象物（以下「整備対象物」という。）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、その整備対象物内に自動体外式除細動器その他応急手当に必要な資器材を整備しなければならない。

（第2項省略）